

上田地域定住自立圏形成に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と坂城町（以下「乙」という。）は、上田地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づき中心市宣言を行った甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、定住自立圏を形成し、相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し充実させ、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、連携、協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項に規定する取組の推進のため、必要な費用が生じるときは、甲及び乙は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

（協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。
この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成23年 7月27日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長 母袋 創一

長野県埴科郡坂城町大字坂城10050

乙 坂城町

上記代表者 坂城町長 山村 弘

別表（第2条関係）

視点	分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	医療	地域医療再生に向けた取組	救急医療と周産期医療の再構築を核とする上小医療圏の再生を目標とした「上小医療圏地域医療再生計画」に基づいた各種事業を実施する。	- 乙と連携した、地域医療再生計画の事業効果の検証、計画期間終了後の地域医療教育センターの運営方法及び具体的支援内容の検討 - 上田市内科・小児科初期救急センターの運営 - 地域の周産期医療体制の充実に向けた取組の実施	- 甲と連携した、地域医療再生計画の事業効果の検証、計画期間終了後の地域医療教育センターの運営方法及び具体的支援内容の検討 - 上田市内科・小児科初期救急センターの共同運営 - 地域の周産期医療体制の充実に向けた取組の実施
	産業振興	産業の活性化に向けた取組	千曲川工業ベルト地帯における「層の厚いものづくり産業」「価値創造型ものづくり基盤技術産業」の集積を目指し、人材育成・確保、技術支援、事業環境整備、企業誘致体制の強化等に取り組む。	- 甲の区域内に係る産業立地・人材育成に関し、企業及び関係機関との総合的な調整の実施 - 圏域における企業立地情報の収集・発信及び乙との連絡調整 - 甲の区域内の企業に対する、優れた技術・製品の開発等に対する各種助成の実施	- 乙の区域内に係る産業立地・人材育成に関し、企業及び関係機関との総合的な調整の実施 - 圏域における企業立地情報の収集・発信及び甲との連絡調整 - 乙の区域内の企業に対する、優れた技術・製品の開発等に対する各種助成の実施
結びつきやネットワークの強化	地域交通	圏域内の幹線道路網等の整備促進に向けた取組	「上田地域30分(サンマル)交通圏構想」を中心とした渋滞緩和及び圏域内外との交流のための道路網整備を進める。	- 乙と連携し、期成同盟会を活用した関係機関への要望活動の実施等、整備促進に向けた事業展開 - 上田地域の骨格となる環状道路及び幹線道路並びにこれらを補完する甲の区域内の道路整備	- 甲と連携し、期成同盟会を活用した関係機関への要望活動の実施等、整備促進に向けた事業展開 - 上田地域の環状道路及び幹線道路へ接続する乙の区域内の道路整備
圏域マネジメント能力の強化	人材育成・交流	職員のマネジメント能力の強化に向けた取組	市町村の実情や業務ノウハウ等の情報交換・人的交流を行い、職員の資質向上並びに圏域全体の行政力の向上を図る。	- 乙の意向を踏まえた、合同職員研修会の企画立案及び実施 - 甲の職員相互派遣に係る該当部所の洗い出し及び乙の意向を踏まえた相互派遣の調整・検討	- 甲が開催する合同職員研修会の企画立案及び運営に対する補佐並びに職員の参加 - 乙の職員相互派遣に係る該当部所の洗い出し及び甲の調整に基づく相互派遣の検討